

○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和6年12月24日公表  
令和7年12月24日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和6年12月24日公表のさんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月24日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前																	
<p>さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第二（略）</p> <p>第三 まいわし太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>29,100</u> トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p>		<p>さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第二（略）</p> <p>第三 まいわし太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>21,100</u> トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>29,100</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業</td> <td>15,000トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業</td> <td>現行水準</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>29,100</u> トン	北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	15,000トン	北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>21,100</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業</td> <td>15,000トン</td> </tr> <tr> <td>北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業</td> <td>現行水準</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>21,100</u> トン	北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	15,000トン	北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																		
北海道漁獲可能量	<u>29,100</u> トン																		
北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	15,000トン																		
北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準																		
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																		
北海道漁獲可能量	<u>21,100</u> トン																		
北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	15,000トン																		
北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準																		